4　申請書の提出方法

申請書に次の書類（公的機関が発行する書類については、発行日から３カ月以内のものとする。）を添え別記１に掲げるいずれか１ヵ所に持参すること。

㈠　登記簿謄本（法人の場合）

㈡　営業経歴書

㈢　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

㈣　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

㈤　等級決定通知書送付にかかる封筒

80円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度）

5　受付時間

別記１中の造幣局本局・東京支局及び広島支局おいて９：00～12：00・13：00～17：00とする。

6　申請書等の作成に用いる言語等

ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

7　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記３の区分に基づいて格付けをする。

8　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

9　資格の有効期間

資格を付与された日から、平成25年３月31日までとする。

10　その他

⑴　申請書類は造幣局本局・東京支局及び広島支局のいずれかに持参すればよいものとする。この場合にあって、決定された資格は造幣局の全てに対して有効である。

⑵　代理権に基づく申請書類等の提出

資格審査の申請事務に関しては、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

⑶　申請書類は、造幣局の様式とする。

⑷　申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」に次に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、別記１に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに提出すること。（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）

なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、鮮明であるもののみを有効なものとする。

ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㈠　資格決定通知書（写）

㈡　登記簿謄本（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

イ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格決定通知書（写）

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表（写）と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したものとする。

⑸　会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者（有資格者）の手続

有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、申請書を提出した受付機関に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

別記１　申請書の配布及び提出場所

⑴　独立行政法人造幣局本局　経理課（契約担当）　〒530－0043 大阪府大阪市北区天満１－１－79　電話06－6351－5463

⑵　独立行政法人造幣局東京支局　経理管財課（契約担当）　〒170－0013 東京都豊島区東池袋４－42－１　電話03－3987－3133

⑶　独立行政法人造幣局広島支局　経理管財課（契約担当）　〒731－5128 広島県広島市佐伯区五日市中央６－３－１　電話082－922－1932

別記２　附与数値

〔掲載順序　項目　段階：附与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
	2,500万円未満	：10、15

⑵　自己資本額（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
	100万円未満	：２、３

⑶　流動比率（数値：共通）

140%以上		：10
120%以上	140%未満	：８
100%以上	120%未満	：６
	100%未満	：４

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
	10年未満	：３、６

⑸　機械設備等の額（数値：物品の製造）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
	1,000万円未満	：３

⑹　合計（最高点）　100

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造

①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D

②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D

②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

⑶　物品の買受け

①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C

②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満